

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 佐々木 一英 殿

特定非営利活動法人
代表理事 喜多 順



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（意見）

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行におけるファシリテータの中立性・独立性確保のための協定書（平成 18 年 6 月 30 日、国土交通省徳島河川国道事務所～コモンズ間で締結）の「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」に基づき、「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営に係る意見を、下記のとおり提出します。

記

1. 協定書の抜粋

協定書「3. 詳細事項（2）コモンズの責務」より

コモンズは、「住民の意見を聴く会」の進行を的確に実施するため必要がある場合には、「住民の意見を聴く会」の運営について、国土交通省に書面等により意見を提出することができます。

2. 意見の内容

「吉野川流域住民の意見を聴く会」は、平成 18 年 7 月 8 日から平成 20 年 2 月 3 日の間に、上流域・中流域・下流域の 6 会場において 23 回開催されました。既開催の「住民の意見を聴く会」を踏まえ、下記の意見を提出します。

- 1) 「住民の意見を聴く会」において、「不特定」の参加者が参加できる参加方式により、参加者の多様な意見が存在すること、流域住民の意見の論点が明確になったこと、聴く会における流域住民間の対立する意見の存在が明らかになったこと、をコモンズは確認しています。
- 2) 「住民の意見を聴く会」において、河川整備計画の内容への意見交換、今後の進め方への意見交換等がなされました。これらについて、意味ある意見交換を踏まえて大勢の理解や合意が見られる項目がある反面、十分な意見の交換や課題の解決に向けた方針の合意に至っていない項目も残されていると、コモンズは判断します。そして、今後良質な意見の交換を進めて、合意形成を図るためには、「不特定」の参加者から構成される「住民の意見を聴く会」とは異なる場が必要と判断します。
- 3) このため、今後にむけて、下記を要望します。
 - ① 「住民の意見を聴く会」の意見をわかりやすく整理すること
 - ② 「住民の意見を聴く会」の参加者の懸念を整理し、どの懸念が解決され、どの懸念が残っているかの、現時点の「住民の意見を聴く会」の到達点を明らかにすること
 - ③ 解決されていないと指摘されている参加者の懸念に対して、今後の対応の進め方を明らかにすること
 - ④ 良質な意見の交換を進めて、合意形成を促進するため、「住民の意見を聴く会」と異なる場を明示するとともに、意見反映のプロセスを明らかにすること

以上